

事 務 連 絡
平成23年9月26日

青森県健康福祉部高齢福祉保険課
青森県総務部市町村振興課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
総務省自治税務局市町村税課

平成23年台風15号により被災した国民健康保険被保険者に係る
国民健康保険料（税）等の取扱いについて

標記について、平成23年台風15号により、貴県管内の市町村において災害救助法が適用されたことに鑑み、同法の適用を受けた市町村で被災した世帯の国民健康保険被保険者（以下「被災被保険者」という。）に係る国民健康保険料（税）等について、下記内容につき改めて関係保険者への連絡・指導等よろしく取り計らいたい。

記

- 1 国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条、第77条及び第81条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第15条、第20条の5の2及び第717条の規定に基づき、保険者の判断により、国民健康保険料（税）の徴収猶予、納期限の延長及び減免並びに一部負担金の徴収猶予又は減免を行うことができることとなっており、被災被保険者の国民健康保険料（税）等についても被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 被災被保険者に係る国民健康保険料（税）及び一部負担金の減免額については、その実情に対して、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第1号又は第4号に基づき、特別調整交付金が交付されること。（交付要件の詳細については「災害による国民健康保険料（税）の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について」（昭和42年6月30日付け保発第24号）を参照。）
- 3 国民健康保険料（税）を特別徴収の方法により納付している被保険者から上記1に係る申請があった場合においては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の26第5号及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の34第2号の規定に基づき、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。
なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らないこと。
- 4 国民健康保険料（税）及び一部負担金の減免については、被災地の被保険者に対して周知徹底に努めること。